2　新退職手当法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等は、先行募集可能期間において同項の規定による募集を行うに当たっては、同条第二項の規定により募集実施要項に記載する退職すべき期日又は期間を、平成二十五年十一月一日以後の期日又はその初日が同日以後の日である期間としなければならない。

3　先行募集可能期間においては、この政令による改正後の第五条中「各省各庁の長等」とあるのは、「法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等（以下「各省各庁の長等」という。）」とする。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第三条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第三号中「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第三十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二の規定に基づき、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「公表された」の下に「次に掲げる」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。

第三条第三項に次の各号を加える。

一　監査基準
二　中間監査基準
三　監査に関する品質管理基準
四　四半期レビュー基準
五　監査における不正リスク対応基準

第三条に次の一項を加える。

4　前項第五号に掲げる基準は、監査証明を受けようとする者が次のいずれかに該当する者であるときに限り、適用されるものとする。

一　その発行する有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に該当することにより同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（法第二十七条において準用する法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）を含む。）

二　その発行する有価証券が法第二十四条第一項第三号又は第四号に該当することにより同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円未満又は最終事業年度に係る損益計算書による売上高（事業収益及び営業収益その他これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）の額若しくは直近三年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を三で除して得た額のうちいずれか大きい方の額が十億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満である会社を除く。）

第一号様式中「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」に改める。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三条第三項及び第四項の規定は、平成二十六年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明並びに平成二十六年九月三十日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、平成二十六年三月三十一日前に終了する事業年度等に係る財務諸表等及び平成二十六年九月三十日前に終了する中間会計期間等に係る中間財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。

省令

○農林水産省令第四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第三十一条第一項及び第三十六条第一項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の表地域の欄第二号中「アイスランド」の下に「、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）」を加える。

別表第一ヨーネ病の項要領の欄第三項第五号中「〇・〇〇二五cc」を「〇・〇二五cc」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。